

自然公園法 よくある質問(Q&A)

No.	ご質問	回答
STEP1 申請前		
①	申請してからどれくらいで許可が出ますか？	申請書の受付～処分決定までの標準処理期間が1ヶ月間(大規模な行為の場合は2ヶ月間)です。ただし、申請書の不備があると、処理期間は延長されます。
②	申請しても許可が出ない場合もありますか？	あります。よって、許可相当の計画(申請内容)となるように事前相談を行っています。
③	事後の手続きはできないのですか？	できません(ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為に限り、事後の届出となります)。
④	どのタイミングで相談したらよいですか？	事前に許可相当の計画となるまで担当者と調整をおこないます。また申請書作成もありますので、遅くとも許可希望日の3か月以上前に第一案を相談していただくことを推奨します。(大規模な行為を除く)なお、内容について協議が長引く場合には、これ以上の期間を要する場合もございますので、計画案ができた段階でなるべく早くご相談をしてください。
⑤	問い合わせたらすぐに回答がきますか？	目安として、3開庁日程度で回答をさせていただいております。判断に時間のかかるものにつきましては、それ以上の日数がかかります。 ※事務所閉庁日(土・日・祝、年末年始)
⑥	申請書(案)の確認はどれくらいかかりますか？	一週間程度目安で確認後の返答をさせていただいております。(大規模な行為、申請書類頁数が多い場合を除く)
⑦	県、市町村など、他の役所にも手続きが必要な場合、手続きの順番はありますか？	特に順番はありません。同時並行で進めていただいても結構です。 (例:建築確認申請、屋外広告物条例)
⑧	既存の建物の撤去には手続きが必要ですか？	撤去そのものは手続き不要ですが、撤去のための作業道設置や樹木伐採などの行為は手続きが必要ですので、個別にご相談ください。
⑨	例外的に手続きが不要となる場合(適用除外)はありますか？	あります。具体的にどのような場合が該当するかは個別にご相談ください。
STEP2 申請～許可		
⑩	申請書の部数と提出方法	部数は1部です。(大規模な行為の場合には2～3部) 提出先は各自然保護官事務所等です。郵送でも可能です。
⑪	申請すれば、許可が出る前に着手して良いですか？	許可が出るまで着手してはいけません。

⑫ 許可書は、どこへ取りに行くのですか？	許可書は郵送されます。 なお、許可が出たかどうかは、許可書の発送をもってお知らせいたします。
STEP3 許可後	
⑬ 着手届や完了報告書などの提出は必要ですか？	特に担当者からの指示が無い限りは不要です。（必要に応じて提出を求めることがあります）
⑭ 許可が出た後、計画（申請内容）に変更があった場合は手続きが必要ですか？	変更の内容次第で手続き不要の場合もあります。個別にご相談ください。